



住みよい

まちづくりのために

那覇広域都市計画区域（11市町村）における 区域区分の変更 に関する都市計画の案作成についての公聴会を開催します

[1] 区域区分に関する都市計画を変更します。

那覇広域都市計画区域（那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町（旧東風平）の行政区域全域）については、都市計画法第7条の規定により昭和49年8月1日に市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分（通称＝線引き）の都市計画が定められ、第1回目の線引き見直しを昭和58年4月14日に、第2回目の見直しを平成5年2月16日に、第3回目の見直しを平成13年1月30日、第4回目の見直しを平成16年7月13日、第5回目の見直しを平成22年8月10日、第6回目の見直しを平成29年6月13日に行い、第7回目の見直しを令和4年10月に予定しております。

この都市計画は、関係市町村と県が住民の協力を得ながら進めております住みよいまちづくりの基本となる都市計画であり、那覇広域都市計画区域を、優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と無秩序な市街化を抑制する市街化調整区域に分けて、市街地の整備を効率的に進めるために定めるものです。

これまで、住民の皆様のご理解とご協力に基づき、法の適切な運用を行ってきておりますが、前回の見直しの手続きから5年が経過し、その間の人口、産業及び土地利用の著しい変化がありますので、平成28年度から平成30年度までに実施した都市計画に関する基礎調査の結果などを踏まえ、区域区分に関する都市計画を見直すこととし、今般、市町村の意向を反映させて、変更原案を作成いたしました。

公聴会は、この計画の変更原案に対し、住民の皆様のご意見を反映していくため開催するものであり、公述を希望する方は公聴会において、この原案に対する意見を述べることができます。

[2] 公述を希望される方へ

公聴会で公述を希望される方は、公聴会開催の日の一週間前までに次の公述申出書を以下のあて先に提出してください。

あて先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

(公述申出書の様式)

令和 年 月 日				
沖縄県知事 玉城 康裕 殿				
公述申出書				
公述人	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	年齢	職業		
	電話（自宅） （勤務先）			

令和4年〇月〇日（〇）に開催される那覇広域都市計画区域区分の変更に関する都市計画の案を作成することについての公聴会で、別紙のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- 注) 1. 公述申出書及び別紙は、日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の縦長とする。
2. 別紙には意見の要旨及びその理由を区分して記載し、A4判用紙で800字程度とする。
3. かい書で横書きとする。
4. 様式は、縦覧場所及び沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課のホームページから入手できます。

公述できる方は、那覇広域都市計画区域内の市町村に住所を有する方に限ります。

公聴会では、公述人になっていただく方の数及び意見を述べる時間を制限する可能性があることをあらかじめご了承ください。

なお、この場合は各公聴会の開催の日の前日までに公述人に通知いたします。

[3] 公聴会のスケジュール

公聴会開催の県公報公告：令和4年5月10日（火）
公 述 申 込 の 締 切：①豊見城市会場 令和4年5月25日（水）
②西原町会場 令和4年5月26日（木）
公 聴 会 開 催 日：①豊見城市会場 令和4年6月1日（水）
②西原町会場 令和4年6月2日（木）

公聴会は、①豊見城市会場（豊見城市役所1階市民交流スペース（豊見城市宜保一丁目1番地1））及び②西原町会場（西原町町民交流センター中ホール（西原町字小波津555））共に午後7時開会の予定です。また、傍聴については先着順としますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場制限等を行う場合があります。

なお、各会場において公述の申し出がない場合は公聴会を開催しないことを、あらかじめご了承ください。

[4] 区域区分の変更の概要

1. 区域区分の変更の基本方針

別添「那覇広域都市計画区域区分（第7回定期見直し）見直し方針・見直し要領」のとおり

2. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

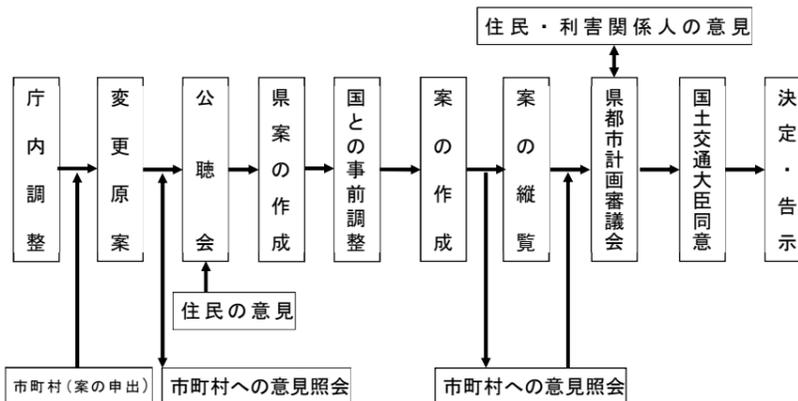
令和4年度 那覇広域都市計画区域区分の変更 総括図（原案）に表示のとおり

3. 人口フレーム

内 容	年 次	平成27年 （基準年）	令和7年 （基準年の10年後）
	都市計画区域内の人口		796千人
市街化区域内人口		708千人	729千人
うち保留する人口		—	74千人

[5] 公聴会から都市計画決定まで

公聴会后、区域区分の変更は、以下の手順で都市計画決定されます。



[6] 都市計画の変更原案の縦覧について

都市計画の変更原案は、沖縄県（県庁11階エレベーターホール出入口（西側））及び次の市町村都市計画担当課で縦覧することができます。また、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課のホームページでもご覧になれます。

市町村名	担 当 課	連 絡 先
那覇市	都市みらい部 都市計画課	098-951-3246
宜野湾市	建設部 都市計画課	098-893-4161
浦添市	都市建設部 都市計画課	098-876-1244
糸満市	建設部 都市計画課	098-840-8141
豊見城市	都市計画部 都市計画課	098-850-5332
北中城村	建設課	098-935-2268
中城村	都市建設課	098-895-1736
西原町	建設部 都市整備課	098-945-4496
与那原町	まちづくり課	098-945-7244
南風原町	経済建設部 まちづくり振興課	098-889-4412
八重瀬町	経済建設部 都市整備課	098-998-6989

○縦覧期間：令和4年5月10日（火）から令和4年5月25日（水）まで
午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日を除く）

[7] 公聴会に関するお問い合わせ

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班（TEL：098-866-2408）